

令和4年3月24日

安曇野市教育委員会

令和4年3月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 学校教育課
令和4年3月24日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)矢花幸恵

タイトル	安曇野市教育委員会事務局事務決裁規程の制定について
決定を要する事項の内容	規程の制定
要旨	組織改編に伴い制定するもの
説明	<p>■主な内容</p> <p>組織改編による安曇野市教育委員会事務局組織規則の改正に伴い教育長および部課長の専決事項等を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長の専決事項 ・部長及び課長の専決事項 ・代決 <p>■ 制定文（案） 別紙のとおり</p>

安曇野市教育委員会事務局事務決裁規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、安曇野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する事務の処理について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって事案決裁の適正化を図るものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 教育長の権限に属する事務について、この規程に定める者が決裁することをいう。
- (2) 専決者 専決する権限を与えられた職員をいう。
- (3) 代決 教育長又は専決者が不在である場合に、この訓令に定める者が代わって決裁することをいう。
- (4) 代決者 代決する権限を与えられた職員をいう。
- (5) 部長 安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）第3条に規定する部長をいう。
- (6) 課長等 組織規則第3条に規定する課長、館長をいう。
- (7) 課長補佐 組織規則第3条に規定する課長補佐をいう。
- (8) 係長等 組織規則第3条に規定する室長、係長、所長、園長をいう。
- (9) 合議 起案の内容が他の部課等の所管範囲にわたる場合又は他の部課等の所管事項に関連する場合に意思の統一を図るために、その関係の部課等の承認を受けるよう起案文書を回付することをいう。

（決裁の順序）

第3条 決裁は、原則として、順次、その決裁を受けるべき事案に係る事務を主管する直属の上司の意思決定を経るものとする。

2 前項に規定するもののほか、他の部課等に関連のある事項であると認めるときは、当該部課等に合議又は供覧しなければならない。

（教育長の専決事項）

第4条 教育長の専決事項は、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条及び第4条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行に関する基本的方針に基づく実施細目を決定すること。
- (2) 教育行政に係る事業計画に基づく実施方針を決定すること。
- (3) 事務局職員（課長相当職以上の職員を除く。）の配置を決定すること。
- (4) 重要な各種行事の施行を決定すること。
- (5) 教育指導に関すること。

(6) 寄付採納に関すること。

(7) 前各号の事項以外の重要又は異例と認められること。

2 前項に定めるもののほか、教育長の決裁を受けなければならない事項は、安曇野市事務決裁規程(平成17年安曇野市訓令第2号。以下「市事務決裁規程」という。)別表第1の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「副市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(部長及び課長の専決事項)

第5条 部長及び課長の専決事項は、市事務決裁規程第5条に規定する別表第1および同条ただし書きの規定を準用する。

2 前項に定めるもののほか、部長、課長の専決できる個別の事項は、別表第1のとおりとする。

(専決の報告)

第6条 専決者が専決をした場合において、必要と認めるときは、専決をした事項を関係上司に報告しなければならない。

(代決)

第7条 代決は、教育長又は専決者が長期の出張又は病気等により決裁することができない場合に、あらかじめ指示を受けた事項を処理しなければならないとき及び緊急に処理しなければならない事態が生じたときに限るものとする。

2 教育長の専決事項の代決者は、別表第2のとおりとする。

(代決の制限)

第8条 市事務決裁規程第5条ただし書きの規定は、代決について準用する。

(代決の特例)

第9条 代決者が不在のために、その事務を代決することができない場合において、その事務をなお緊急に処理しなければならないときは、それぞれ該当する代決者の所属する上司が代決することができる。

(代決の報告等)

第10条 代決をした事項については、施行後速やかに関係上司に報告し、又は関係文書を関係上司の閲覧に供さなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する

別表第1（第5条関係）
1 教育部に関する事項

項目	部長専決事項	課長専決事項
(1) 教育委員会の会議に関する事。	○	
(2) 事務局における行政資料の調査及び企画に関する事。	○	
(3) 文書の収受、発送、整理、保管に関する事。		○
(4) 公印の保管に関する事。		○
(5) 学校教育の振興に関する事。	重要なもの	軽易なもの
(6) 就学、入学、転退学に関する事。		○
(7) 学校保健に関する事。		○
(8) 通学区域、通学路及びスクールバスに関する事。		○
(9) 就学援助、就学奨励その他育英奨学に関する事。		○
(10) 教育用図書配布に関する事。		○
(11) 教育施設の維持管理に関する事。		○
(12) 学校給食の運営に関する事。		○
(13) 学校給食施設の維持管理に関する事。		○
(14) 学校給食費に関する事		
(15) 社会教育事業に関する事。	重要なもの	軽易なもの
(16) 生涯学習推進に関する事。	重要なもの	軽易なもの
(17) 成人式運営に関する事。		○
(18) 中央公民館事業に関する事。		○
(19) 地区公民館支援に関する事。		○
(20) 人権教育に関する事。	重要なもの	軽易なもの
(21) 公民館施設の管理運営に関する事。		○
(22) 公民館講座等の開催に関する事。		○
(23) 公民館体育大会に関する事。		○
(24) 地域づくり事業等の支援に関する事。		○
(25) 学校施設使用に関する事。		○
(26) 地域の社会教育及び社会体育の推進に関する事		○

項目	部長専決事項	課長専決事項
(27) 文化振興計画の策定及び進捗管理に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(28) 文化芸術の振興に関すること。		○
(29) 文化財の保護、保存及び活用に関すること。		○
(30) 市誌編纂に関すること。		○
(31) 歴史的価値ある公文書に関すること。		○
(32) 図書館基本計画策定及び進捗管理に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(33) 図書館活動の企画及び調査に関すること。		○
(34) 文化振興等関連団体との連絡調整に関すること		○
(35) 新市立博物館に関すること	重要なもの	軽易なもの
(36) 美術館、博物館関連資料等の保存及び活用に関すること		○
(37) 子どもに関する施策の調査研究及び総合調整に関すること	重要なもの	軽易なもの
(38) 子ども・子育て支援事業計画及び会議に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(39) 児童館の管理運営に関すること。		○
(40) 児童クラブに関すること。		○
(41) 児童手当、児童扶養手当等に関すること。		○
(42) 児童遊園に関すること。		○
(43) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。		○
(44) ひとり親家庭の支援に関すること。		○
(45) 教育相談に関すること。		○
(46) 子ども及び若者育成支援に関すること。		○
(47) 家庭教育支援に関すること。		○
(48) 青少年育成に関すること。		○
(49) 放課後子ども総合プランに関すること。		○
(50) 幼児期の教育・保育に関すること。		○
(51) 公立認定こども園の管理・運営に関すること。		○
(52) 穂高幼稚園の管理・運営に関すること。		○
(53) 民間保育所及び幼稚園に関すること		○

項目	部長専決事項	課長専決事項
(54) 保育関係団体に関すること。		○

別表第2（第6条関係）

区分	代決者
教育長	部長
部長	課長等
課長	係長等

議案第2号	教育部 生涯学習課
令和4年3月24日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)白井 直美

タイトル	安曇野市社会教育委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	安曇野市社会教育委員の委嘱
要旨	
説明	<p>1 任期 2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）</p> <p>2 委嘱する委員（案） 12名（別紙のとおり）</p> <p>3 根拠法令</p> <p>【社会教育法抜粋】</p> <p>第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>【安曇野市社会教育委員設置条例抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、本市に安曇野市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。</p> <p>(定数等)</p> <p>第2条 委員の定数は、12人以内とする。</p> <p>2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</p> <p>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(3) 学識経験のある者</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

安曇野市社会教育委員

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

◎安曇野市社会教育委員設置条例に基づき任期は2年、委員の定数は12人以内

※社会教育法第15条第2項により教育委員会が委嘱する。

No	氏名	選出区分	再・新	地域
1	高橋 みち子	社会教育関係者	再	豊科
2	鳥羽 将司	社会教育関係者	再	
3	赤羽 敦子	社会教育関係者	新	
4	荻原 義重	学校教育関係者	再	穂高
5	筒井 年恵	学校教育関係者	再	
6	柿本 豊	社会教育関係者	再	
7	池田 安宏	学校教育関係者	新	三郷
8	伊藤 政江	家庭教育の向上	新	
9	猿田 みさ子	社会教育関係者	再	堀金
10	丸山 明男	社会教育関係者	再	
11	浅見 郁子	社会教育関係者	再	明科
12	三澤 正彦	学校教育関係者	新	

議案第3号	教育部 生涯学習課
令和4年3月24日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)白井 直美

タイトル	安曇野市公民館運営審議会委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	安曇野市公民館運営審議会委員の委嘱
要旨	
説明	<p>1 任期 2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）</p> <p>2 委嘱する委員（案） 12名（別紙のとおり）</p> <p>3 根拠法令</p> <p>【社会教育法抜粋】</p> <p>第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。</p> <p>第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>【安曇野市公民館条例抜粋】</p> <p>（公民館運営審議会の設置）</p> <p>第16条 中央公民館に、社会教育法第29条の規定により安曇野市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（審議会の組織）</p> <p>第17条 審議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員で組織する。</p> <p>（1）学校教育の関係者</p> <p>（2）社会教育の関係者</p> <p>（3）家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>（4）学識経験者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

安曇野市公民館運営審議会委員

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

◎安曇野市公民館条例に基づき任期は2年、委員の定数は15人以内

※社会教育法第30条に基づき教育委員会が委嘱する。

No	氏名	選定区分	再・新	地域
1	羽重 暁雄	社会教育関係者	再	豊科
2	安藤 登志子	社会教育関係者	再	
3	中澤 宏晃	社会教育関係者	新	
4	神谷 哲彦	学校教育関係者	再	穂高
5	望月 芳雄	社会教育関係者	再	
6	中田 光男	社会教育関係者	新	
7	鈴木 敏雄	社会教育関係者	再	三郷
8	青柳 等	社会教育関係者	新	
9	高橋 清美	社会教育関係者	再	堀金
10	一志 みゆき	社会教育関係者	新	
11	青木 美穂	家庭教育の向上	新	明科
12	望月 みどり	家庭教育の向上	新	

議案第 4 号	教育部 文化課
令和 4 年 3 月 24 日提出	(課長) 山下泰永 (担当) 三澤新弥

タイトル	安曇野市博物館協議会委員の委嘱について																																														
決定を要する事項の内容	安曇野市博物館協議会委員の委嘱																																														
要旨																																															
説明	<p>1 任期 2 年間 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)</p> <p>2 委嘱する委員 (案)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 15%;">新任再任の別</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>令和 4 年 4 月校長会推薦</td> <td>未定</td> <td>学校教育の関係者</td> </tr> <tr> <td>堀金</td> <td>百瀬新治</td> <td>再任</td> <td>社会教育の関係者</td> </tr> <tr> <td>穂高</td> <td>森本啓子</td> <td>新任</td> <td>社会教育の関係者</td> </tr> <tr> <td>穂高</td> <td>宇田川理佳</td> <td>再任</td> <td>家庭教育の向上に資する活動を行う者</td> </tr> <tr> <td>穂高</td> <td>伊藤節雄</td> <td>再任</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>松本</td> <td>金井 直</td> <td>再任</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>松本</td> <td>笹本正治</td> <td>再任</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>穂高</td> <td>古川政明</td> <td>再任</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>穂高</td> <td>城戸敦子</td> <td>新任</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>穂高</td> <td>小口正敏</td> <td>新任</td> <td>公募</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 根拠法令【安曇野市博物館条例抜粋】</p> <p>第 19 条 博物館に、博物館法第 20 条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第 20 条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する 10 人以内の委員で組織する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者</p> <p>(2) 社会教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>			地域	氏 名	新任再任の別	備 考		令和 4 年 4 月校長会推薦	未定	学校教育の関係者	堀金	百瀬新治	再任	社会教育の関係者	穂高	森本啓子	新任	社会教育の関係者	穂高	宇田川理佳	再任	家庭教育の向上に資する活動を行う者	穂高	伊藤節雄	再任	学識経験者	松本	金井 直	再任	学識経験者	松本	笹本正治	再任	学識経験者	穂高	古川政明	再任	学識経験者	穂高	城戸敦子	新任	学識経験者	穂高	小口正敏	新任	公募
地域	氏 名	新任再任の別	備 考																																												
	令和 4 年 4 月校長会推薦	未定	学校教育の関係者																																												
堀金	百瀬新治	再任	社会教育の関係者																																												
穂高	森本啓子	新任	社会教育の関係者																																												
穂高	宇田川理佳	再任	家庭教育の向上に資する活動を行う者																																												
穂高	伊藤節雄	再任	学識経験者																																												
松本	金井 直	再任	学識経験者																																												
松本	笹本正治	再任	学識経験者																																												
穂高	古川政明	再任	学識経験者																																												
穂高	城戸敦子	新任	学識経験者																																												
穂高	小口正敏	新任	公募																																												

議案第5号	教育部 文化課
令和4年3月24日提出	(課長)山下泰永 (担当)三澤新弥

タイトル	安曇野市美術資料等選定委員会委員の委嘱について																						
決定を要する事項の内容	安曇野市美術資料等選定委員会委員の委嘱																						
要旨																							
説明	<p>1 任期 2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）</p> <p>2 選任する委員（案）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 40%;">氏名</th> <th style="width: 20%;">新任再任の別</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松本</td> <td>笹本正治</td> <td>再任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三郷</td> <td>岸野圭作</td> <td>再任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松本</td> <td>大竹永明</td> <td>再任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松本</td> <td>金井直</td> <td>新任</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 根拠法令【安曇野市博物館条例抜粋】</p> <p>第23条 博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>第25条 選定委員会は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する5人以内の委員で組織する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>			地域	氏名	新任再任の別	備考	松本	笹本正治	再任		三郷	岸野圭作	再任		松本	大竹永明	再任		松本	金井直	新任	
地域	氏名	新任再任の別	備考																				
松本	笹本正治	再任																					
三郷	岸野圭作	再任																					
松本	大竹永明	再任																					
松本	金井直	新任																					

議案第 6 号	教育部 文化課
令和 4 年 3 月 24 日 提出	(課長) 山下泰永 (担当) 中谷 高志

タイトル	安曇野市文化財保護審議会委員の委嘱について																										
決定を要する事項の内容	安曇野市文化財保護審議会委員の委嘱																										
要旨																											
説明	<p>1 任期 2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）</p> <p>2 委嘱する委員（案）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地域</th> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">新任再任の別</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野市</td> <td>大澤 慶哲</td> <td>再任</td> <td>専門：郷土史</td> </tr> <tr> <td>長野市</td> <td>梅干野 成央</td> <td>再任</td> <td>専門：建築</td> </tr> <tr> <td>安曇野市</td> <td>百瀬 新治</td> <td>再任</td> <td>専門：考古</td> </tr> <tr> <td>松本市</td> <td>松田 貴子</td> <td>再任</td> <td>専門：自然</td> </tr> <tr> <td>松本市</td> <td>福澤 昭司</td> <td>新任</td> <td>専門：民俗</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 根拠法令【安曇野市文化財保護条例抜粋】 （審議会）</p> <p>第11条 法第190条の規定に基づき、安曇野市文化財保護審議会を置く</p> <p>2 審議会の委員は、5人とし、文化財に関する学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 特定の事項を審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 審議会に会長を置き、委員が互選する。</p> <p>6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。</p>			地域	氏名	新任再任の別	備考	安曇野市	大澤 慶哲	再任	専門：郷土史	長野市	梅干野 成央	再任	専門：建築	安曇野市	百瀬 新治	再任	専門：考古	松本市	松田 貴子	再任	専門：自然	松本市	福澤 昭司	新任	専門：民俗
地域	氏名	新任再任の別	備考																								
安曇野市	大澤 慶哲	再任	専門：郷土史																								
長野市	梅干野 成央	再任	専門：建築																								
安曇野市	百瀬 新治	再任	専門：考古																								
松本市	松田 貴子	再任	専門：自然																								
松本市	福澤 昭司	新任	専門：民俗																								

議案第7号	教育部 文化課
令和4年3月24日提出	(課長)山下 泰永 (担当)逸見 大悟

タイトル	安曇野市文書館運営審議会補欠委員の委嘱について							
決定を要する事項の内容	安曇野市文書館運営審議会 補欠委員の委嘱							
要旨								
説明	<p>1 任期：令和4年4月1日～令和5年3月31日 (安曇野市文書館条例第15条第3項の規定により、前任者の残任期間)</p> <p>2 補欠委員を選出しなければならない理由 第2期委員を委嘱していた小松芳郎委員が令和4年2月21日に御逝去されたため。</p> <p>3 補欠委員の選出案</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏名</th> <th style="text-align: center;">所属及び役職</th> <th style="text-align: center;">推薦理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">村石 正行</td> <td style="text-align: center;">長野県立歴史館 文献資料課長</td> <td style="text-align: center;">長野県立歴史館文献資料課に長年勤務し、県内の史資料保全に取り組む。長野県史料保存活用連絡協議会の事務局として県内の公文書館施設の情報収集を行う。認証アーキビスト (JCA2020166)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 根拠法令【安曇野市文書館条例抜粋】 (運営審議会の設置)</p> <p>第15条 教育委員会は、次に掲げる事項を審議するため安曇野市文書館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置することができる。</p> <p>(1) 文書館において収集する公文書等の選定及び廃棄に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、文書館の運営管理に関すること。</p> <p>2 運営審議会の委員は、5人以内とし、公文書等に関する学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>3 運営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>		氏名	所属及び役職	推薦理由	村石 正行	長野県立歴史館 文献資料課長	長野県立歴史館文献資料課に長年勤務し、県内の史資料保全に取り組む。長野県史料保存活用連絡協議会の事務局として県内の公文書館施設の情報収集を行う。認証アーキビスト (JCA2020166)
氏名	所属及び役職	推薦理由						
村石 正行	長野県立歴史館 文献資料課長	長野県立歴史館文献資料課に長年勤務し、県内の史資料保全に取り組む。長野県史料保存活用連絡協議会の事務局として県内の公文書館施設の情報収集を行う。認証アーキビスト (JCA2020166)						

議案第 8 号	教育部 文化課
令和 4 年 3 月 24 日提出	(課長)山下 泰永 (担当)土屋 和章

タイトル	「安曇野のオオルリシジミ」文化財指定について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	<p>令和 3 年 11 月 18 日の定例教育委員会において、文化財保護審議会へ諮問することになった「安曇野のオオルリシジミ」の天然記念物指定について、令和 4 年 3 月 11 日に開催された文化財保護審議会において審議され、別紙のとおり指定文化財として適当である旨の答申があった。</p> <p>については安曇野市文化財保護条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定により答申に基づき、安曇野市指定文化財に指定する。</p> <p>【安曇野市文化財保護条例抜粋】 (指定等)</p> <p>第 3 条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財(国又は長野県の指定を受けた文化財を除く。)のうち重要なものを次に掲げるそれぞれの文化財(以下「指定文化財」という。)として指定することができる。ただし、第 2 号及び第 4 号の指定をするに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体(安曇野市無形文化財及び安曇野市無形民俗文化財を保持するものが主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定するものとする。</p> <p>(1) 安曇野市有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料</p>



令和 4 年 3 月 11 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市文化財保護審議会
会 長 百瀬 新治

答 申 書

安曇野市指定文化財を指定する件について、下記のとおり答申します。

記

標記の件について、審議・検討した結果、安曇野市文化財保護条例（平成 17 年 10 月 1 日
条例第 238 号）及び安曇野市文化財指定基準に照らし、安曇野市指定文化財として適当で
あると認める。

また、本件が安曇野市文化財となった際は、文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・
文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日・文化
庁）に準拠し、別添の保存活用計画に拠って、適切な保存活用をすることが適当である。

指定物件

番号	種別	名称	申請者	員数
163	天然記念物	安曇野のオオルリシジミ	安曇野オオルリシジミ 保護対策会議	1

指定理由

オオルリシジミ本州亜種 (*Shijimiaeoides divinus barine*) は、瑠璃色の翅を持つ大型のシジミチョウである。本種は草地環境に適応しており、幼虫はマメ科のクララのみを食草とする。かつては、東北地方や関東地方にも分布していたが、現在は安曇野市を含む長野県内の生息地だけに生息する。生息数は非常に少なく、絶滅の危機に瀕しており希少性が高い。なお、九州地方にはオオルリシジミ九州亜種 (*Shijimiaeoides divinus asonis*) が生息する。

安曇野のオオルリシジミは、先人たちが堰（水路）を開削し原野を切り拓いてつくった水田環境に生息してきた。唯一の食草であるクララ (*Sophora flavescens*) は、有毒植物であり、別名ウジゴロシとも呼ばれ、殺虫剤として用いるため古くから畦畔や堰周辺に植えられてきた。こうした人間の営為によって、本天然記念物が生息・生育する草地環境がつけられ、草地特有の生物多様性が維持されてきた。このように、本天然記念物は人の生活と共に生きてきたチョウであるといえ、高い生物多様性を有する草地環境、及びそれをとりまく里山の景観自体まで含めて、本天然記念物の構成要素としての価値がある。

本天然記念物の第一義的な価値は種の存続であるが、その総括的な価値は単に希少性が高いということにとどまらず、先人たちの暮らし及び生物多様性が高かったとされる昭和30年代の里山の景観を知ることにつながる存在であり、安曇野市の自然や生態系の象徴のひとつと解されることに及ぶ。

以上のことから、安曇野のオオルリシジミは安曇野市の文化財の指定等の基準並びに無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準の第1の7(1)アに該当するものとし、安曇野市天然記念物として適当である。

安曇野市教育委員会告示 号

安曇野市文化財の指定について

安曇野市文化財保護条例第3条第1項第1号の規定により安曇野市文化財に指定する。

令和4年 月 日

安曇野市教育委員会

文化財の種類	指定する文化財	文化財所有者等	員数
天然記念物	安曇野のオオルリシジミ	安曇野オオルリシジミ 保護対策会議	1

議案第9号	教育部 各課
令和4年3月24日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																								
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																								
要旨	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">学校教育課</td> <td style="width: 10%;">後援</td> <td style="width: 10%;">1件</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>共催</td> <td>1件</td> <td>後援</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td>共催</td> <td>1件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(詳細 別紙)</td> </tr> </table>	学校教育課	後援	1件				生涯学習課	共催	1件	後援	1件		文化課	共催	1件				(詳細 別紙)					
学校教育課	後援	1件																							
生涯学習課	共催	1件	後援	1件																					
文化課	共催	1件																							
(詳細 別紙)																									
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p> <p>※ 議案第1号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、<u>非公開</u>といたします。</p>																									

学校教育課 共催・後援台帳(令和3年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	H31	H30	所管課意見
14	R4.3.8	学校教育	3	「小学校における性教育の現状と課題」	国際ゾンタ松本ゾンタクラブ 会長 山田 知里	国際ゾンタ 松本ゾンタクラブ	後援	多くの性教育担当教諭に参加していただきたいため	3月8日	令和4年5月22日 (日)				オンライン開催 (Zoom)	世界女性デーにちなんだ企画。子どもを性被害から守るために小学校性教育担当教諭を対象に性教育の現状と課題について研修する。	①小学校における性教育に関するアンケート結果報告 ②基調講演「小学校における性教育の現状と課題」 ③フリートーク 基調講演・アンケートをふまえて	-	-	-	基準第3条第2項により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和3年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
68	3月4日	文化	NPO法人劇空間 夢幻工房プロ デュース公演 vol.1	NPO法人劇空間 間夢幻工房	理事長 青木 由里	NPO法人劇空間 間夢幻工房	共催 教育委員会の協力を 得ることで、広くたくさ んの方に公演を知って 貰い、観劇する機会の 拡大を図るため	3月1日	11月18日 (金) 令和5年1 月21日(土) 令和5年1 月22日(日)				豊科公民館	子どもの環境を真 剣に考える大人が 増えることを願うと 共に、人間にとって の音楽や演劇を含 む舞台芸術の大切 さを大勢の方に体 感して貰うことで、 芸術文化の普及向 上に寄与することを 目的とする。	バイオリニスト・牧美花さん の半生を元に、師弟愛、親 子愛、友愛を描きながら、 生演奏、歌、ダンス、身体 表現を織り交ぜた、五感に 響く演劇作品。 入場料 ・前売: 指定席3,500円／一 般自由席2,500円／高校生 以下1,500円 ・当日: 一般自由席3,000円 ／高校生以下2,000円	-	-	-	取扱基準第3条 第2項により可

令和4年3月24日開催
安曇野市教育委員会 3月定例会当日配布資料

【教育委員会定例会提出資料】

議案第10号	教育部 学校教育課
令和4年3月24日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)矢花幸恵

タイトル	令和4年度組織改編に伴う関係例規の制定、改正及び廃止について
決定を要する事項の内容	例規の制定、改正及び廃止
要旨	組織改編に伴い制定、改正及び廃止するもの
説明	<p>■主な内容</p> <p>(1)組織改編により福祉部子ども支援課が教育部へ事務移管になることにより関係例規を教育委員会規則として制定する。</p> <p>(2)組織改編により学校教育課、生涯学習課例規の関係例規について必要な改正、廃止をする。</p> <p>■施行日 令和4年4月1日</p> <p>■関係例規一覧表 別紙のとおり</p>

令和4年4月1日組織改編に伴う制定例規一覧【子ども支援課】

名 称		R4担当課	処理	理由
●規則				
1	安曇野市立認定こども園条例施行規則	こども園幼稚園課	制定	組織改編により教育委員会規則として制定
2	安曇野市保育所条例施行規則	こども園幼稚園課	〃	〃
●訓令・告示				
1	安曇野市一時預かり事業実施要綱	こども園幼稚園課	制定	組織改編により教育委員会が定める要綱として制定
2	安曇野市保育所広域入所実施要綱	こども園幼稚園課	〃	〃
3	安曇野市保育協力員設置要綱	こども園幼稚園課	〃	〃
4	安曇野市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	子ども家庭支援課	〃	〃
5	安曇野市病児・病後児保育事業実施要綱	こども園幼稚園課	〃	〃

令和4年4月1日組織改編に伴う改廃例規一覧【学校教育課】

名 称		処理	理由
●訓令・告示			
1	安曇野市教育委員会の職名に関する規程	改正	組織改編による職名変更
2	安曇野市教育委員会公印規程	改正	組織改編による公印変更

令和4年4月1日組織改編に伴う改廃例規一覧【生涯学習課】

名 称		R4担当課	処理	理由
●規則				
1	安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則	商工観光スポーツ部	改正	体育施設を市長部局へ移管
●訓令・告示				
1	安曇野市児童館建設検討会設置要綱	子ども家庭支援課	改正	課名変更
2	安曇野市青少年センター設置要綱	子ども家庭支援課	改正	〃
3	安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱	子ども家庭支援課	改正	〃
4	社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱	商工観光スポーツ部	改正	体育施設を市長部局へ移管
5	安曇野市スポーツ教室開催要綱	商工観光スポーツ部	廃止	〃

【教育委員会定例会提出資料】

報告第1号	教育部 学校教育課
令和4年3月24日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 小笠原 正明

タイトル	<p>諮問「安曇野市学校給食センターの今後の方向性について」に係る運営委員会の審議状況について</p> <p>安曇野市情報公開条例第5条第1項5号、市、国、他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、非公開といたします。</p>
------	--

【教育委員会定例会提出資料】

報告第5号	教育部 学校教育課
令和4年3月24日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 中村 正勝

タイトル	<p>令和3年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者</p> <p>安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</p>
------	--

【教育委員会定例会提出資料】

報告第6号	教育部 学校教育課
令和4年3月24日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 赤羽 文恵

タイトル	<p>教育長報告</p> <p>安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</p>
------	---

報告第2号	教育部 生涯学習課
令和4年3月24日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)遠藤 豊

タイトル	安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員の委嘱
要旨	
説明	<p>1 任期 令和4年3月18日～令和5年3月31日</p> <p>2 委嘱した委員 12名（別紙のとおり）</p> <p>3 根拠法令</p> <p>【安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会設置要領抜粋】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、黒沢洞合自然公園(以下「公園」という。)の拡張整備について検討するため、安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)公園の拡張整備方針及び整備計画に関すること。</p> <p>(2)その他、公園の拡張整備に必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)関係地区の代表者</p> <p>(2)学識経験を有する者</p> <p>(3)教育関係者</p> <p>(4)行政関係者</p> <p>(5)その他教育委員会が認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じ、補充により委嘱した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

黒沢洞合自然公園整備検討委員会名簿

任期：令和4年3月18日～令和5年3月31日

	氏名	備考
1	降幡 吉宏	関係地区代表（南小倉区長）
2	猿田 久雄	学識経験者（1級建築士）
3	浅川 行雄	学識経験者（地質専門・河岸段丘）
4	窪田 尚幸	学識経験者（創設時三郷中教員）
5	那須野 雅好	学識経験者（創設時担当）
6	杓掛 隆	教育関係者（三郷中学校長）
7	佐藤 明利	学識経験者（樹木医、耕地林務課）
8	城取 信久	行政関係者（都市計画課）
9	大浜 崇	市長が必要と認める者
10	中田 信一郎	市長が必要と認める者
11	廣瀬 洋子	市長が必要と認める者
12	東本 優子	市長が必要と認める者

報告第3号	教育部 各課
令和4年3月24日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 2件 文化課 4件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者		主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見	備考
58	R4.2.24	社会教育担当	文部科学大臣賞 争奪「全日本健康 麻将選手権」 長野大会	全日本健康 麻将協議会	岡田 和彦	全日本健康 麻将協議会	後援	安心して参加 できる環境づく りのため	2月22日	令和4年5 月29日	○	過去 承認	○	3月1日	松本市総合 社会福祉セ ンター4階 大会議室	健康麻将を生 涯学習として 捉え、市民が いきいきと暮 らせる地域交 流の活性化を 目的とします。	参加費:3,000 円 1回戦から4 回戦	-	○	○	基準第 3条第 2項及 び第4 条第2 号に より可	
60	R4.3.10	スポーツ推進 担当	第15回長野米 カップ長野県 小学生バレー ボール大会	安曇野小学 生バレー ボール連盟	会長 降旗 良治	一般財団 法人長野 県バレー ボール協 会、長野 県小学 生バレー ボール連 盟	後援	地域の児童 の親睦とバ レーボール による体 位向上と 体力養成 を図る。	3月8日	令和4年 4月3日 (日)	○	過去 承認		3月14日	ANCアリー ナ	教育的な環 境のもとに 、バレーボ ールを通じ て、地域の 児童の親睦 を図る。バ レーボール によって小 学生の体位 向上と体力 養成につと める。	競技方法:男 女別トーナ メント方式 (参加チーム 数により変 更あり)。全 試合3セット マッチ・フ リーポジシ ョン制・6 人制競技規 則により実 施。 参加料:1チ ーム3,000 円 (2021年度 日本バレー ボール協会 の定める6 人制競技規 則による)	-	○	-	基準第 3条第 2項及 び第4 条第2 号に より可	

教育部文化課 後援台帳(令和3年度3月定例会報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
64	2月18日	文化	—大人もきっと好きになる—子どもたちの映画祭13	一般社団法人松本映画祭プロジェクト 河西 徳浩	一般社団法人松本映画祭プロジェクト	後援	多くの安曇野市の子どもたちにも参加をして欲しいため。	2月10日	4月30日	○	過去承認	○	2月21日	松本市民芸術館 主ホール	普段映画館で上映されない世界中の良質な作品を選び集め、スクリーンで『映画を観る』体験を通じ、子どもの健全な情緒の育成を願う。作品間には、恐竜のトークショーや、歌とダンスなど、様々な演出でドキドキ・ワクワクする、ファミリーで楽しめる映画祭の開催。コロナの感染状況によっては規模を縮小するなど、開催にあたり念入りな予防対策をとり安全に実施する。	世界の子ども向け短編映画作品の上映とパフォーマンスのエンターテイメントイベント 入場料 (S席)大人1200円、子ども600円 (A席)大人1000円、子ども500円	○	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2項により可
65	2月28日	文化	第44回わくわくキッズコンサート	「ホット」演奏ボランティア協会 牛山 孝介	「ホット」演奏ボランティア協会	後援	公民館などにチラシを置き、広くコンサートの宣伝をしたいから。	2月25日	4月18日(月) 10:15~、 11:30~	○	過去承認	○	3月1日	松本市庄内地区公民館 大会議室	子連れでコンサートに行かない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かない方の為に昼間にコンサートを行い、音楽に触れて欲しい。	ヴァイオリンとピアノのデュオコンサート。未就園児(0~3歳程度)とその家族、一般を対象。 定員:30人 入場料:無料	-	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2項により可
66	2月28日	文化	第2回わくわくキッズコンサートin「みらい」	「ホット」演奏ボランティア協会 牛山 孝介	「ホット」演奏ボランティア協会	後援	公民館などにチラシを置き、広くコンサートの宣伝をしたいから。	2月25日	5月13日(金) 10:00~	○	過去承認	○	3月1日	穂高交流学習センターみらい多目的交流ホール	子連れでコンサートに行かない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かない方の為に昼間にコンサートを行い、音楽に触れて欲しい。	ヴァイオリンとピアノのデュオコンサート。未就園児(0~3歳程度)とその家族、一般を対象。 定員:70人 入場料:無料	-	○	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2項により可
67	3月1日	文化	伝統文化三味線親子教室	伝統文化三味線親子教室 丸山 知佳	伝統文化三味線親子教室	後援	安曇野市内の小中学生に広く周知するため。	3月1日	6月5日(日)~ 11月27日(日)	○	過去承認	○	3月3日	穂高会館	歴史田伝統文化に関心、理解を深める。三味線の習得と成果の発表。	三味線の実技指導等 参加費:1,000円	-	○	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2項により可

報告第4号

令和3年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
就学时健康診断業務		
教職員健康推進事業	○カウンセリングルーム実施 ・3/19（土）穂高会館	
就学援助事務	○就学援助費と特別支援教育就学奨励費（後期分） 支給日 就学奨励費 3/2（水） 就学援助費 3/9（水） ○新入学学用品費事前支給 支給日 3/23（水）	○新年度向け広報と案内作成
就学事務		
GIGA スクール	○ICT 活用支援 ・各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ・GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用相談 ・年度更新に向けた各種作業実施 ○機器整備 ・モバイル Wi-Fi の納品 3/7（月） ・指導者用端末の納品 3/18（金）	○モバイル Wi-Fi 貸出運用に向けた準備
コミュニティスクール事業	○第2回地域教育協議会（書面開催） ○堀金地域教育関係者連絡会 3/8（火） ○学校運営協議会運営及び活動支援交付金 各校個別説明	○学校運営協議会委員、地域コーディネーター委嘱 ○堀金地域・三郷地域教育関係者連絡会 ○第1回地域コーディネーター連絡会
学校安全支援事業	○第3回安曇野市交通安全推進協議会（書面開催） ・過年度点検箇所の新進捗状況報告 ・令和2年度及び令和3年度通学路合同点検の結果報告 ・令和4年度安曇野市通学路交通安全プログラムの実施概要について	○オクレンジャー年度更新作業 ○令和4年度小中学校通学路安全マップの配布

令和3年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員		3月25日（金）第4回
社会教育指導員		4月上旬 第1回社会教育指導員連絡会議

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野ゆかりの先輩に学ぶ特別授業	<p>○代替事業 学校へ特別授業の学習資料(DVD)を提供するとともに動画を市公式YouTubeへアップロードする。</p> <p>【教材内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南安曇農業高等学校発表 媒体：DVD 3月10日（木）配布 ・浅野博亮氏講演 媒体：YouTube 3月9日（水）～公開 <p>【DVD配布対象】</p> <p>小学校6学年・中学校2学年 各学級1枚</p>	

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員・人権教育指導員		4月中旬～下旬 5地域人権教育推進協議会

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会	<p>3月22日（火）第4回公民館運営審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告について ・令和4年度事業計画について ・コミュニティスクールについて ・公民館使用料減免基準の見直しについて 	
公民館長・主事会	<p>3月14日（月）第12回公民館長・主事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国公民館連合会表彰について ・令和4・5年度公民館運営審議会委員及び社会教育委員の選任について ・地区公民館活動補助金について 他 	4月11日（月）第1回
公民館報	<p>2月28日（月）校正会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館報第63号の校正について <p>3月8日（火）企画会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館報第64号の内容について ・館報第63号の最終確認について <p>3月23日（水）館報第63号発行</p>	
総合芸術展	<p>第11回安曇野市総合芸術展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示期間 3月10日（木）～18日（金） ・展示場所 豊科交流学習センター「きぼう」 ・展示作品 132点（絵画・書道・写真・工芸・彫塑・水墨画の展示、映像作品上映） 	
公民館大会	<p>3月23日（水）</p> <p>地区公民館報表彰審査会 応募数：23地区</p>	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
生涯学習情報		4月上旬 生涯学習情報～Link～春号 発行

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童クラブ	令和4年度児童クラブ利用説明会 (3月上旬：児童クラブごとに実施)	

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	3月14日（月）竣工式	

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター		4月28日（木）青少年センター運営委員会
青少年体験事業		
成人式		
子ども会育成会	3月3日（木）市子ども会育成会連合会会計監査	4月5日（木）～13日（水）各地域子ども会育成会連絡協議会 4月18日（月）市子ども会育成会連合会総会

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
わいわいランド	令和4年度募集チラシ配布（3月下旬）	

豊科公民館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
第41回作詞作曲コンクール	第41回作詞作曲コンクール受賞作品決定 ・市内小中学校の児童・生徒からの応募53点 ・学校を通じて審査結果を通知	5月5日（予定）表彰式の開催準備を進める。
ICT講座	期日：3月15日（火） 内容：スマートフォン活用講座「スマホでつながる」 講師：公民館職員（明科公民館に依頼） 受講者 15人（3/10現在受付人数）	受講申し込み多数（定員15人）であったため、新年度のなるべく早い時期に再度の開催を計画したい。
暮らしの知恵講座	期日：3月23日（水） 内容：「春の寄せ植え」 講師：佐川 正樹さん（当初依頼していた片桐厚子さんが体調を崩されたため代替をお願いした） 受講者 12人（3/10現在受付人数）	
地区公民館役員研修会	各地区公民館長から令和4年度地区公民館役員の報告（3月15日報告期限 総会等の都合で未だ新役員が決定しない地区については引継ぎをお願いしている）	4月9日（土） 豊科公民館ホール 地区公民館役員を対象に公民館活動の意義、補助制度、事業計画等の説明を行う。

※講座等については、新型コロナウイルス感染状況に留意し、開催の可否についての検討もしながら計画を進める。

豊科公民館施設管理運営事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館・ホール設備	3月14日 ホール冷暖設備点検 3月23日 ピアノ調律	

穂高公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
健康づくり講座	3月2日（水）から3月30日（水）までの毎週水曜日に「気軽に太極拳教室」を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期とした 3月4日（金） 背骨コンディショニング教室① 参加者：10名 3月11日（金） 背骨コンディショニング教室② 参加者：10名 3月18日（金） 背骨コンディショニング教室③	3月25日（金） 背骨コンディショニング教室④ 3月31日（木） 背骨コンディショニング教室⑤ 4月7日（木）から6月9日（木）までの毎週木曜日全9回 太極拳教室
季節のコンサート	2月26日（土） 早春フルートコンサート 参加者：69名	
自然体験講座		4月22日（金） 初心者向けバードウォッチング教室
趣味の講座		4月26日（火）、8月2日（火）、10月18日（火）、1月31日（火）の全4回 初心者対象水彩画教室
地区公民館長会議		4月7日（木） 第1回地区公民館長会議
地区公民館対抗球技大会		4月27日（水） 地区公民館対抗球技大会代表者会議

三郷公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
ひまわりクラブ	3月4日（金） ひまわりクラブ閉講式	
親子支援講座	3月10日（木） ミニコンサート【中止】 3月19日（土） まなび隊⑤	
教養講座	3月20日（日） みさと落語会	3月26日（土） スプリングコンサート【中止】
ひまわりクラブ		4月8日（金） ひまわりクラブ開講式
館長・主事会議		4月9日（土） 地区公民館長・主事会議
春季スポーツ大会抽選会		4月15日（金）
健康長寿講座		4月21日（木） 脳健康教室①

三郷地域学校協同本部 連絡会		4月27日(水)
-------------------	--	----------

堀金公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
楽しく学ぶ!認知症予防講座	3月1日(火) 簡単な体操を交えた認知症予防についての講演。 参加者18名。	
お宝発見講座「岩原」	3月22日(火) 地域の歴史文化を学ぶ講演会。 定員60名。	
堀金地域教育関係者連絡会	3月8日(火) 堀金地域教育関係者連絡会	4月11日(月)から月1回(全12回)開催予定 教育関係者の情報交換・ネットワークづくり。 参加予定者16名。
地区公民館役員会		4月12日(火) 年間事業等協議予定。 参加予定者25名。
お宝発見講座「虫の眼で見た堀金のすてきな自然」		4月16日(土) 地域の歴史・文化・自然を学ぶ講演会。 定員70名。
農業体験講座(前期)		4月29日(金)から全7回実施予定。 夏野菜の栽培と育てた野菜を使った調理実習。 定員10名。

明科公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ教室	3月2日(水)月いちワンバウンドマッチ⑨ 講師 スポーツ推進委員 内容 ワンバウンドふらば〜るバレーボール講習会 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	
歴史探訪講座	3月3日〜3月24日(木)「読んでみようくずし字」 講座(明科公民館出張編)全5回のうち4回 講師 青木弥保(市文化課職員) 参加者 11名 内容 江戸時代の古文書に書かれたくずし字を解説	
季節のコンサート	3月19日(土)早春コンサート 〜よみがえる昭和のメロディー〜 出演 MAB(マブ) 曲目 長崎の鐘、舟唄、勝手にしやがれ ほか	
いいまちサロン(共催事業)		3月29日(火) 〜塾達エレクトーンの演奏会を楽しみましょう〜 演奏 笠原芳子(エレクトーン奏者)

地区公民館長・主事会議		4月19日(火) 第1回地区公民館長・主事会議 内容 令和4年度事業計画等を周知・説明
自然探索講座		4月20日(水) 明科の宝 Part11～人と自然が織りなす明科の植生～ 講師 松田貴子(豊科郷土博物館学芸員) 内容 明科地域特有の植物や自然環境を解説

社会体育総務費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会等		○スポーツ推進委員全体会議 3月25日(金)午後7時～ 市役所大会議室 <u>コロナ感染警戒レベルの状況により中止する場合あり</u>

スポーツ推進事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等	○スポーツ講習会(18歳以上) 2月26日(土)午後1時30分～ 豊科交流学習センター「きぼう」多目的交流ホール 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】 ○安曇野子ども駅伝大会(小学生) 3月20日(日)午前8時30分～ 豊科南部総合公園 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止】	○「第17回長野県市町村対抗小学生 生駅伝競走大会」開催に伴う出場選手選考会(小学3～5年生) 3月27日(日)午前8時30分～ 豊科南部総合公園 <u>コロナ感染警戒レベルの状況により中止する場合あり</u>

社会体育施設管理費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
体育施設管理	○指定体育施設(マレットゴルフ場) ・基本協定締結(R4.4.1～R9.3.31/5年間) 豊科水辺公園マレットゴルフ場 豊科水辺マレットノース18 権現宮マレットゴルフ場 穂高立足マレットゴルフ場 三郷黒沢マレットゴルフ場	○指定体育施設 (左記のマレットゴルフ場) ・年度協定締結(R4年度)

穂高プール解体工事

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高プール解体	○解体工事完了 完了日:令和4年3月22日 施工業者:共和興業(株)	

豊科南部総合公園管理運営事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
豊科南部総合公園管理運営	○新総合体育館竣工記念イベント 3月5日(土)・6日(日) 午後2時～ ANCアリーナ 「Vリーグ ディビジョン1 メン 安曇野大会 両日で関係者含め約1,500人来場	○指定管理者 「ミズノ・安曇野市スポーツ協会・A&Sグループ」との年度協定締結(R4年度)

令和3年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和3年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布(4/28)) 1月利用者数:36人、2月利用者数:59人	
	美術館博物館職員等研修会 2月18日(金) 参加17名 講師 金沢21世紀美術館 山下樹里学芸員 (リモート実施)	
	第2回実行委員会 3月16日(水) 事業報告・決算報告	
信州安曇野薪能	第2回実行委員会 3月8日(火) 事業報告・決算報告	
アルプスあづみの公園早春賦音楽祭	第2回実行委員会 3月7日(月) アルプスあづみの公園早春賦音楽祭 5月4日(水)	
東京藝術大学連携事業	【中止】3月6日(日) 対象:豊科北中学校・豊科南中学校	
あづみのジュニアクラシック音楽会	3月19日(土) みらい 新進音楽家オーディション ジュニアの部選出者によるコンサート	
あづみのミュージアムカード	安曇野市・池田町・松川村・大町市の一部の美術館・博物館等の周遊を図る。	3月19日配布開始
交わるアート	3月2日(水)～3月20日(日) みらい 濱田卓二彫刻展「土とのかたち -○△□-」 3月5日(土) 濱田卓二ギャラリートーク 30人	
【共催】梯剛之ピアノリサイタル	3月21日(月) みらい 無料 対象:市内の小中学生と保護者1名 定員:70人	

文化振興総務費

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
博物館協議会	3月8日(火) 令和4年度事業について	

指定管理施設の事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
豊科近代美術館	常設展示、安曇野の郷土作家展(斎藤俊雄・高山晃ほか) 第8回日展「安曇野展」(4/23～5/15)	

田淵行男記念館	常設展示「山の紋章 雪形」、高橋広平写真展 (1/18~4/24)	
高橋節郎記念美術館 穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	常設展示	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
収蔵資料整理	・収蔵庫内の民俗資料の整理 新市立博物館の整備に向けて、資料の所在や破損の有無を確認。	・進捗状況に応じて、旧三郷民俗資料館及び旧堀金歴史民俗資料館の資料整理も実施する。
企画展	・白鳥写真展 会期:2月5日(土)~3月6日(日) 参加者:595人 ・春季企画展「八面大王と田村麻呂」 会期:3月19日(土)~5月22日(日)	
講座等	(春季企画展関連講座) ・ギャラリートーク 3月20日、5月5日、5月22日	(春季企画展関連講座) ・講演会 4月23日 ・講座 5月21日 ・現地見学会 4月16日、5月14日
職員派遣等	・環境課の自然環境保護を目的とする業務への協力 ・国営アルプスあづみの公園の企画事業への協力	
刊行物	・『豊科郷土博物館研究紀要 第8号』刊行	・納品予定 3月31日(木)

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
安曇野市バーチャルミュージアム	・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebook ページ「安曇野市教育委員会文化課」公開 (3月1日~)	

コンパクト展示	<ul style="list-style-type: none"> ・「来た道～忘れ去られた感染症」 会期:1月28日(金)～3月22日(月) 場所:明科中学校 ・「臼井吉見 その人、その言葉」 会期:1月31日(月)～3月31日(木) 場所:ほりで一ゆ～四季の郷 ・「みえる水、みえない水～安曇野を巡る地下水の秘密～」 会期:2月16日(水)～3月24日(木) 場所:三郷交流学習センター 	
---------	---	--

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、鐘の鳴る丘集会所紹介コーナー、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・瀧澤伸介絵画展 会期:2月11日(金)～2月27日(日) 参加者:110人 ・三郷美術会作品展 会期:3月12日(土)～3月27日(日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスター展 会期:4月29日(金) ～5月8日(日)

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 公文書 45,509点、地域資料 43,067点 (2月末現在) (1月新規点数/公文書 508点、地域資料 98点)	
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・「『穂高の宝』刊行記念展示」 会期:1月11日(火)～3月31日(木) 	
講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・「バックヤードツアー ～文書館って何するところ～」 期日:2月27日(日) 感染症拡大により中止。 ・明科公民館古文書講座 期日:2月24日、3月3日、10日、17日、24日(木) ※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては中 	<ul style="list-style-type: none"> ・「絵図を見て拾ヶ堰を歩こう」 3月27日(日)

	止・縮小等の可能性あり。	
刊行物	・『文書館紀要 第3号』刊行	・3月納品予定。
市誌編さん	・第9回市誌編さん専門調査会（民俗部会） 期日：3月14日（月） 専門調査員に『民俗編（資料編）』の豊科地域分を執筆していただき、3月末までに一旦提出。精査の上、加筆修正してもらい、令和4年度に再提出をお願いする。	

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
地域資料調査	・『臼井吉見文学館 30周年記念誌』を作成	
講座等	・春の講演会『安曇野と私』（講師：太田寛市長） 期日：3月20日（日）	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』『穂高の宝』の頒布等	市内の施設で無料配布終了。市ホームページを通じてPDF版とWebbook版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『豊科の宝』の刊行	・豊科地区の文化財等を題材とした冊子の執筆・編集。 現在校正中。	・校正3回 ・3月末日納品予定

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	県宝「光久寺薬師堂」の防災設備設置について、清水地区・明科消防署・市による協議を実施	資金計画、業者、施工方法等の検討を進める
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科（梅干野研究室）との連携事業 ・穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査 ・古民家の記録保存	
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業	多田加助宅説明板補修 堀金烏川（扇町薬師堂跡） 標柱建替え ほか

文化財の無料公開	重要文化財「曾根原家住宅」・県宝「光久寺の文化財（木造日光菩薩立像・月光菩薩立像、薬師堂）」の無料公開を実施	月一回の無料公開を実施 令和3年度実績 曾根原家 9回 光久寺 9回
地区の祭り実施状況調査	令和2年度に引き続き、調査票（アンケート）の配布により、お祭りの開催状況及び中止・縮小に至った経過の把握をすすめる（調査対象：指定文化財16件、未指定16件）	調査結果を市ホームページで公開予定
第3回文化財保護審議会	文化財指定に係る協議・答申（安曇野のオオルリシジミ）	3月11日開催、答申書受領
文化財マップ改訂	安曇野市文化財マップの改訂	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対しての協議及び工事立会の実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第93・94条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和3年度以降公共事業協議	令和3年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する	継続
埋蔵文化財報告書作成作業	『令和2年度分試掘・立会報告』ほか2冊発掘調査報告書刊行に向けての作業（入稿 → 校正 → 刊行）	

図書館係

図書館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
第3回図書館協議会	期日：3月11日（金） 場所：穂高交流学习センター 内容：令和4年度安曇野市図書館事業計画（案）等	
中央図書館 映画上映会	『影たちの祭り』 期日：3月11日（金） 場所：みらい 参加者：4人	
堀金図書館 わくわく講座	「うつしてみよう！〇〇の、せなか」 期日：3月24日（木） 場所：堀金公民館	

報告第7号	教育部 生涯学習課
令和4年3月24日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長) 臼井 直美

タイトル	「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱」及び「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議設置規程」の廃止について
報告を要する事項の内容	要綱及び規程の廃止
要旨	第2次安曇野市生涯学習推進計画の策定の終了に伴い同要綱及び規程を廃止するもの
説明	<ol style="list-style-type: none">1 廃止の理由 第2次安曇野市生涯学習推進計画の策定が終了したため2 廃止日 令和4年4月1日

改正

平成29年2月28日教委告示第3号

第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次安曇野市生涯学習推進計画(以下「計画」という。)の策定に係る提言をするため、第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る市民からの意見の分析に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 生涯学習に関する見識を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 家庭教育関係者
- (5) 安曇野市社会教育委員
- (6) 市内の生涯学習に関する団体の関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日教委告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

○第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議設置規程

平成28年8月24日教育委員会訓令第3号

第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議設置規程

(設置)

第1条 第2次安曇野市生涯学習推進計画(以下「計画」という。)策定に当たり、計画の基本方針や推進する施策等を検討するため、第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査研究に関すること。
- (2) 計画により推進する施策等に関すること。
- (3) 計画の策定に係る部局との連絡調整に関すること。
- (4) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は教育部長を、副会長は生涯学習課長を、委員は別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、教育委員会教育部生涯学習課に置く。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年8月24日から施行する。

別表(第3条関係)

部局名	課名	職名
総務部	危機管理課	危機管理担当係長
総務部	人権男女共同参画課	人権男女共生係長
政策部	情報統計課	情報政策係
市民生活部	地域づくり課	まちづくり推進係長
市民生活部	環境課	環境政策係長
福祉部	長寿社会課	福祉政策担当係長
保健医療部	健康推進課	保健予防係長
教育委員会教育部	学校教育課	学校教育係長
教育委員会教育部	生涯学習課	社会教育担当係長
教育委員会教育部	生涯学習課	スポーツ推進担当係長
教育委員会教育部	文化課	文化振興係長
教育委員会教育部	文化課	博物館係長
教育委員会教育部	図書館交流課	図書館交流担当係長

【教育委員会定例会提出資料】

報告第8号	教育部 生涯学習課
令和4年3月24日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長) 遠藤 豊

タイトル	安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の廃止について
報告を要する事項の内容	要綱の廃止
要旨	安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱を廃止するもの
説明	<ol style="list-style-type: none">1 廃止の理由 安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の設置目的が終了したため2 廃止日 令和4年4月1日

改正

平成26年3月26日教委告示第12号

安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小学校施設等を活用し、放課後等の子どもたちの安全、安心な活動拠点を設け、地域の協力を得て心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する安曇野市放課後子どもプランの円滑かつ適正な運営について調査、研究等するため、安曇野市放課後子どもプラン運営委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、研究等を行う。

- (1) 安全管理に関すること。
- (2) 広報活動に関すること。
- (3) 地域の協力者の人材確保に関すること。
- (4) 活動プログラムの企画に関すること。
- (5) その他運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成26年3月26日教委告示第12号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。